

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

東栄町全域とする。

(2) 助成対象となり得る水田等の確認方法

8月1日現在の水田台帳(畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるか、かい廃等がおこなわれていないかどうか。)過去の生産調整実績等により行う。

(3) 生産調整実施者の確認方法

本協議会において確認する。

確認方法については、水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号総合食料局長、生産局長、経営局長通知)第2の3、4、5により実施する。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局(消費安全部地域第二課)から必要な情報の提供を受けることによる。

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全て満たす場合における取扱い

取組のうち一番単価の高いものにつき1回限り助成金を交付するものとする。

(6) その他の共通事項

全作業受託の場合、受託契約書の写しにより確認する。

(7) 交付対象者

次の(ア)((イ)(ウ)(エ)の要件を満たす者も含む。)又は(オ)の要件を満たす者。

(ア) 本協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体(法人格を有しないものについての規約の定めがあるものに限る。)以下「農業者等」という。)

(イ) 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積(生産調整方針の運用に係る要領(平成18年11月9日18総食第778号)第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。)の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。

(ウ) 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け(米数量調整要綱第6の2に定める生産確定数

量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことをが確認された場合には、助成対象となり得る。

(エ) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針の運用に係る要領6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除に行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。

(オ) 水田農業構造改革実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知以下「実施要領」という。)第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて対象作物を作付けしている者。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

			都道府県協議会からの配分額	活用額				
				産地づくり交付金	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
					稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金			1,475,000	1,475,000				
稲作構造改革促進交付金	前年度の産地づくり特別加算事業分	稲作構造改革促進事業分	0		0			
		担い手集積加算事業分	0		0			
	基本部分		0		0	0	0	
	担い手集積加算		0		0	0	0	
計			1,475,000	1,475,000	0	0	0	

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位 : h a、円、円 / 1 0 a)

用途の 分類 (記号 番号)	助成金 の用途 の名称	助成 対象 面積	活 用 額				計	助成 単価	支払時期	備考	
			産地づくり 事業	産地づくり		稲作構造改革 促進事業					担い手集積加 算事業
				基本部分 からの 活用額	担い手 集積加算 からの 活用額						
311	転作作物 作付助成 (産地づくり 助成)	15.60	1,287,000	0	0		1,287,000	(3)(7)参照	3月下旬		
7D3	協議会運営費	-	188,000	0	0		188,000	(3)(7)参照	3月下旬		
	米価下落等の 補てん (基本部分)					0	0	0			
	米価下落 等の補て ん (担い手 集積加算)	当 年 度 分					0	0			
計		15.60	1,475,000	0	0	0	1,475,000				
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	(前 年 度 分)					0	0			

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（産地づくり助成）
分類	3 1 1
具体的内容 [支出の項目]	営農計画を提出した農家であり、その計画をもとに生産調整を実施した耕作者に対し交付金を交付する。ただし、生産調整のうち調整水田、水田預託、土地改良通年施行、自己保全、実績算入に該当する水田については、交付金を0円とする。
効果	・推進作物等に助成を行なうことにより、作付面積や生産量が増加し今まで以上に産地化を図ると共に、転作による計画的な米生産を図り、耕作放棄地増加の防止や多面的機能の発揮など水田環境等の良好な保全に資する。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <p>(7)の交付対象者とし、権原に基づいて下記の対象作物を作付している者又は、助成水田に係る権原を有する農業者からあらかじめ全作業受託を受けており、かつ本事業の助成金を受け取る事について権原を有する農業者とあらかじめ同意が整っている場合に限っては実際の耕作者に交付する。</p> <p>水田農業構造改革対策実施要領 第5の2 助成水田の範囲に係る水田とする。</p> <p>交付対象作物</p> <p>対象とする作物は、調整水田、水田預託、土地改良通年施行、自己保全、実績算入に該当しない生産調整に係る作物。</p> <p>また、通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>なお、作物については、トマト（ミニトマト含む）、永年作物（新植のみ）、受託ソバのほか、別記1、別記2、別記3にあげるもの。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新需給調整システム定着交付金において、交付対象となった水田においても重複して交付できるものとする。 ・ 当該年度に水稻の作付けが行われていない水田。 ・ 助成の要件を満たす作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を交付の対象とする。 ・ 出入作については助成の対象としない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託ソバについては、ビジョンの担い手（JA愛知東津具受託部会）との農作業受委託契約が締結されていること。 												
確認方法	<p>栽培面積の確認 実測、土地登記簿の公的資料との照合等 水稻の作付けが行われていないことの確認、作物が栽培されていることの確認 8月1日前後に現地見回りを実施 ただし、そばは11月1日前後 れんげは5月1日前後 その他、作物の状況により適時現地見回りを実施する。 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていることの確認 8月1日前後及び必要に応じて現地確認 その他 受託ソバについては、作業受委託契約書を確認する。</p>												
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<table> <tr> <td>一般作物、特例作物の作付け（別記1の作物）</td> <td>6千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>トマト（ミニトマト含む）</td> <td>15千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>山菜（別記2の作物）</td> <td>15千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>景観形成作物（別記3の作物）</td> <td>5千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>永年性作物（新植に限る）</td> <td>3千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>受託そば</td> <td>21千円 / 10a</td> </tr> </table>	一般作物、特例作物の作付け（別記1の作物）	6千円 / 10a	トマト（ミニトマト含む）	15千円 / 10a	山菜（別記2の作物）	15千円 / 10a	景観形成作物（別記3の作物）	5千円 / 10a	永年性作物（新植に限る）	3千円 / 10a	受託そば	21千円 / 10a
一般作物、特例作物の作付け（別記1の作物）	6千円 / 10a												
トマト（ミニトマト含む）	15千円 / 10a												
山菜（別記2の作物）	15千円 / 10a												
景観形成作物（別記3の作物）	5千円 / 10a												
永年性作物（新植に限る）	3千円 / 10a												
受託そば	21千円 / 10a												
単価調整の方法	<p>交付金に係る費用が、1,287千円を上回ることが、農業者からの営農計画を取りまとめた結果、明らかになった場合、単価総額に対する比率から単価調整を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>県協議会助成金活用額 - 協議会運営費</u></p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × 助成対象となる必要額</p>												

（別記1）一般作物・特例作物

大豆、小豆、かんしょ、キャベツ、はくさい、レタス、だいこん、きゅうり、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、さやいんげん、さやえんどう、にがうり、にんにく、スイートコーン、ほうれんそう、たまねぎ、ねぎ、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、にんじん、かぶ、ごぼう、さといも、やまのいも、しょうが、ばれいしょ、しそ、こまつな、ちんげんさい、みつば、しゅんぎく、アスパラガス、えごま、さんしょう、きのこ（しいたけ、えりんぎ、まいたけ、しめじ）、花き（輪きく、小きく、アスター、ほおずき）

（別記2）山菜

たらのめ、ぜんまい、わらび、くさそてつ、うわばみそう、こしあぶら、ぎょうじゃにんにく、うど、ふき、ゆきのした、せり、つわぶき、のびる、みょうが、よもぎ

(別記3) 景観形成作物

れんげ、コスモス、菜の花、ひまわり、あじさい

助成金の使途の名称	協議会運営費
分類	7D3
具体的内容 [支出の項目]	東栄町水田農業推進協議会の運営に必要な経費。 区分「事務等経費」 項目 会議費、消耗品費、印刷製本費、振込手数料、通信費 協議会の運営を行うのに必要な経費等について助成を行う。
効果	東栄町水田農業協議会運営費を活用することにより交付金の適正な執行とビジョンの進行管理等効率的かつ適正な協議会運営の執行が図られる。
助成要件 [支出の対象]	協議会が行った事務に対して支払いを行う。 事務等経費 会議費：会議に伴う湯茶等 消耗品費：東栄町水田農業推進協議会の運営・会計処理に必要な各帳簿、伝票等、事務用品 印刷製本費：コピー代等 振込手数料：振込手数料等 通信費：連絡用ハガキ
確認方法	事務等経費 会議費：開催通知、出席者名簿、領収書 印刷製本費：領収書、成果品 消耗品費：領収書 振込手数料：領収書 通信費：領収書

<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p><協議会運営費 65,000円> (会議費) ・ 会議等お茶代 3,000円×3回=9,000円 (消耗品費) ・ コピー用紙(A3,A4,B4) 5,200円×5箱=26,000円 ・ 色紙(A4) 500円×6袋= 3,000円 ・ 帳票印刷プリンター用トナーカートリッジ 7,000円 ・ 事務用品等(各事務用品・参考図書等) 2,900円 (印刷製本費) ・ コピー料金 @2.7円×5,000枚=13,500円 (振込手数料) ・ 振込手数料 420円×5回=2,100円 (通信費) ・ 会議連絡用ハガキ 50円×30枚=1,500円</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>予算の範囲内で費目間の流用が出来るものとする [当初計画より実績が増加した場合] 経理責任者の指示に基づき、町からの負担金で不足分を補う。</p>

<p>助成金の使途の名称</p>	<p>協議会運営費(米消費拡大)</p>
<p>分類</p>	<p>(683)</p>
<p>具体的内容 [支出の項目]</p>	<p>東栄町水田農業協議会が東栄町内外でのイベントにおいて米の消費拡大事業(餅の無料配布)や町内施設等での米を使った郷土料理の紹介(五平餅無料配布)に対する経費について支出する。 区分「事務等経費」 項目 消耗品費</p>
<p>効果</p>	<p>東栄町水田農業協議会運営費を活用することにより、東栄町内外の観光イベントにおいて、町内外からの観光客が訪れる場で餅つきをして配布する事により地元産餅米の味を宣伝し購買意欲を高め米の消費拡大事業に寄与する。 また、町内福祉施設で米を使った郷土料理の紹介を行なうことで地元産米の良さをPRし、施設の給食や家庭で地元産米を安心して</p>

	消費するよう働きかけて需給のバランスを保つよう図るとともに、 転作作物に関するPRも併せて行ない産地づくりの推進に資する。 さらに、将来に向けての転作作物の開発や推進を行なうことで耕作放棄地発生 の防止や水田の有効利用を図り未来に向けての水田農業構造改革の推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	区分「事務等経費」 項目 消耗品費 消費拡大事業の運営に必要な材料(餅米、米)や調味料(きなこ・あんこ・味噌)や資材(トレー、割り箸、くし、燃料)
確認方法	消耗品費：領収書 観光イベントの開催チラシ、イベントプログラム、試食状況写真等により確認する。
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<米消費拡大費 39,000円> (消耗品費) ・米消費拡大事業用材料 2日間 1000人分×50g=50kg 20,000円 1日間 150人分×130g=20kg 7,000円 調味料(きなこ・あんこ・味噌) 5,000円 ・米消費拡大事業資材費 トレー、割り箸、くし、燃料 7,000円
単価調整の方法	予算の範囲内で費目間の流用が出来るものとする [当初計画より実績が増加した場合] 経理責任者の指示に基づき、町からの負担金で不足分を補う。

助成金の使途の名称	協議会運営費(転作作物開発・推進費)
分類	(3E3)
具体的内容 [支出の項目]	高齢化・労働力不足などによる耕作放棄地発生を防止・解消するための、地域の 実情にあう新たな転作作物の開発・実証を行うため、先進地の視察及び新規作物の 試験栽培を委託する。 区分 旅費 項目 先進地視察旅費 区分 事務費等経費

	<p>項目 事務等経費 消耗品費</p> <p>区分 委託費</p> <p>項目 委託費(営農関係会議等で提案され、協議会で有望であると判断された転作作物の栽培管理を農家に委託する)</p> <p>当協議会管内において実情にあった転作作物の開発を行ない推進する事業に対する経費について支出する。</p>
<p>効 果</p>	<p>東栄町水田農業協議会運営費を活用して、将来に向けた転作作物の開発や推進を行なうことにより、耕作放棄地発生防止や水田の有効利用を図り、未来に向けての水田農業構造改革の推進に資する。</p>
<p>助成要件 [支出の対象]</p>	<p>区分 旅費 先進地視察に関する費用</p> <p>区分 事務等経費 転作作物の開発や推進事業の運営・会計処理に必要な資材等(種苗、肥料、商品販売促進用ラベル、PR用パネル等)</p> <p>区分 委託費 転作作物の試作に関して委託する。 推進協議会自身では農地を借りることができません。このため転作作物の試作等は委託することになります。</p>
<p>確認方法</p>	<p>区分 旅費 項目 旅費 旅行命令簿、出席者名簿、復命書、関連領収書</p> <p>区分 事務等経費 項目 消耗品費：領収書</p> <p>区分 委託費 項目 委託費 委託契約書、成果、栽培管理日誌 成果物は委託農家に帰属する。</p>

<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>< 転作作物開発・推進費 84,000円 ></p> <p>区分 事務等経費 消耗品費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転作作物開発・推進にかかる費用 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ヤマゴボウ、白菜、大根等の種</td> <td style="padding-left: 20px;">600円×10袋</td> <td style="text-align: right;">6,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">肥料・資材費 ビニール紙2巻</td> <td style="padding-left: 20px;">×2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">肥料5袋</td> <td style="padding-left: 20px;">×2,000円</td> <td style="text-align: right;">計 14,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売促進用ラベル</td> <td style="padding-left: 20px;">10円/1シート×2,000枚</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">PR用パネル等</td> <td></td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> </table> <p>区分 旅費 旅費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進地視察に係る費用（バス借り上げ一式） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">燃料、有料道路、昼食代等</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> </table> <p>区分 委託費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転作作物栽培管理に関する委託費 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;"></td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> </table>	ヤマゴボウ、白菜、大根等の種	600円×10袋	6,000円	肥料・資材費 ビニール紙2巻	×2,000円		肥料5袋	×2,000円	計 14,000円	販売促進用ラベル	10円/1シート×2,000枚	20,000円	PR用パネル等		4,000円	燃料、有料道路、昼食代等	30,000円		10,000円
ヤマゴボウ、白菜、大根等の種	600円×10袋	6,000円																		
肥料・資材費 ビニール紙2巻	×2,000円																			
肥料5袋	×2,000円	計 14,000円																		
販売促進用ラベル	10円/1シート×2,000枚	20,000円																		
PR用パネル等		4,000円																		
燃料、有料道路、昼食代等	30,000円																			
	10,000円																			
<p>単価調整の方法</p>	<p>予算の範囲内で費目間の流用が出来るものとする [当初計画より実績が増加した場合] 経理責任者の指示に基づき、町からの負担金で不足分を補う。</p>																			

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の 使途の名称	該当なし
助成要件 [支出の対象]	
確認方法	
助成水準	
標準収入 及び 当年産収入 の算出方法	
補てん単価 の算出方法 (補てん額 の算出方法)	
単価調整 の方法	

(ウ) 担い手集積加算事業

助成金の 使途の名称	該当なし
助成要件 [支出の対象]	
確認方法	
助成水準	
標準収入 及び 当年産収入 の算出方法	
補てん単価 の算出方法 (補てん額の 算出方法)	
単価調整 の方法	

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

使 途 の 区 分 及び使途の名称	作目等区分	員 数(a)	単 価(円) (10a当たり)	金 額 (千円)	備 考
大幅な超過達成に関する使途				-	
地域振興作物の振興に関する使途	地域振興作物 そば	200.00	12,000	240	
その他意欲的な生産調整に関する使途	景観形成作物 れんげ	90.00	10,000	90	
	合 計	290.00		330	

(2) - 使途ごとの内容

使途の名称	地域振興作物の振興に関する使途
作物等区分	地域振興作物 そば
具体的内容	当該年度に水田1枚を単位として水稲作付けを行わない水田において、助成の要件に適合する取組みを行う農業者等に対し、助成を実施する。
効 果	東栄町水田農業ビジョンに奨励作物として位置付けており、生産拡大することができることにより、水田環境等の良好な保全に資する。
助成の要件	<p>次の全てを満たす者。</p> <p>7)の交付対象者とし、権原に基づいて上記の対象作物を作付している者又は、助成水田に係る権原を有する農業者からあらかじめ全作業受託を受けており、かつ本事業の助成金を受け取る事について権原を有する農業者とあらかじめ同意が整っている場合に限っては実際の耕作者に交付する。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に水稲の作付けを行わない水田1枚を単位として、そばが作付けられていること。 ・通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 ・本助成は、水田農業構造改革交付金(産地づくり交付金)本体分の交付対象となった水田において、そばが同一年度内に栽培された場合においても、重複して交付する。 ・地域特例作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのう

	ち一回を本助成の対象とする。
確認方法	<p>作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 通常収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稲の作付けが行われていないことの確認。 11月1日前後に現地見回りを実施 その他の確認 全作業受託の場合、受委託契約書の写し。</p>
助成水準 (助成額の算定方法)	10アールあたり、12,000円以内
単価調整の方法	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>助成単価 = 12,000円 × 40,000千円 / 「地域振興作物の振興に関する用途」、「大幅な超過達成に関する用途」及び「その他意欲的な生産調整の取組に関する用途」の申請額の合計</p>

(2) - 用途ごとの内容

活用の区分	その他意欲的な生産調整の取組に関する用途
作物等区分	景観形成作物 れんげ
具体的内容	当該年度に水田1枚を単位として水稲作付けを行わない水田において、助成の要件に適合する取組を行う農業者に対する助成を実施する。
効果	過疎化と相まって高齢化の深刻化により、若年層の農業従事者が著しく減少し、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあるが、農村景観の向上とともに、地力の増進を図ることができることにより、水田環境等の良好な保全に資する。
助成の要件	<p>次の全てを満たす者。 7)の交付対象者とし、権原に基づいて上記の対象作物を作付している者又は、助成水田に係る権原を有する農業者からあら</p>

	<p>かじめ全作業受託を受けており、かつ本事業の助成金を受け取る事について権原を有する農業者とあらかじめ同意が整っている場合に限っては実際の耕作者に交付する。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度に水稲作付け（米の数量調整実施要綱第62に定めるところにより生産目標数量の外数として扱われるものを除く）を行わない水田1枚を単位として、景観形成作物が作付けされていること。 ・ 通常の栽培管理が行われていること。 ・ 本助成金は、水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)本体分の交付対象となった水田において、景観形成作物が同一年度に栽培された場合においても、重複して交付できるものとする。 ・ 助成の要件を満たす景観形成作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。
<p>確認方法</p>	<p>作付面積の確認 実測、土地登記簿の公的資料との照合等 通常の栽培管理が行われていること。及び主食用水稲の作付けが行われていないことの確認 5月1日前後に現地見回りを実施 その他の確認 全作業受託等の場合、受委託契約書の写し</p>
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>10アールあたり10,000円以内</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>助成単価 = 10,000円 × 40,000千円 / 「地域振興作物の振興に関する使途」、「大幅な超過達成に関する使途」及び「その他意欲的な生産調整の取組に関する使途」の申請額の合計</p>

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
195	195	
合 計	195	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
195	195	